

令和5年度予算案の概要

令和4年12月
労働基準局

令和5年度労働基準行政関係予算案の概要

(単位：百万円)

区 分	4年度 予算額①	5年度 予算案②	増▲減額 (②-①)	対前年比 (②/①)
一 般 会 計	(11,991) 5,392	4,816	▲ 576	89.3%
(うち義務的経費)	(1,991) 3,062	2,699	▲ 363	88.1%
(うち裁量経費)	(10,000) 2,330	2,117	▲ 213	90.8%
労働保険特別会計労災勘定	(3,752) 1,063,376	1,054,145	▲9,231	99.1%
(うち保険給付費等)	863,002	853,380	▲9,622	98.9%
労働保険特別会計雇用勘定	667	666	▲ 1	99.9%
労働保険特別会計徴収勘定	75,613	80,560	4,947	106.5%
総 計	(15,743) 1,145,047	1,140,187	▲4,860	99.6%

注1：計数は、それぞれ四捨五入を行っているので、端数において総計と必ずしも合致しない。

注2：上段 () 書きは令和4年度第二次補正予算額。

第1 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

1 「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ 補正137.5億円 当初85億円(84億円)

新しい資本主義の実現に向け、物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に推進するとともに、中長期の構造的な賃上げを実現するため、人材の育成・活性化と賃金上昇を伴う労働移動の円滑化の一体的な取組を推進する観点から「人への投資」の抜本強化を図る。

(1) 労働者の賃上げ支援 78億円(78億円)

① 事業場内最低賃金引上げのための業務改善を行った事業者に対する支援 10億円(12億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であることから、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合に支給される業務改善助成金により、中小企業・小規模事業者の業務改善や生産性向上に係るニーズに応え、その賃金引上げを支援する。

(参考) 【令和4年度補正予算】

- 最低賃金引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充 100億円
最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

② 同一労働同一賃金の徹底

構造的な賃上げを目指すための取組の一つとして、都道府県労働局が労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するための体制整備を行う。

(参考) 【令和4年度補正予算】

- 同一労働同一賃金の徹底 増員要求
労働基準監督署による事実関係の確認など、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

③ 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

68億円（66億円）

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行う。

（参考）【令和4年度補正予算】

- 生産性向上に向けた取組を支援する働き方改革推進支援助成金の拡充 28億円
賃金の引上げに向けた企業の取組を促すため、賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

(2) 人材の育成・活性化

① 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

43億円（46億円）

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。

（参考）【令和4年度補正予算】

- 団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援 9.5億円
人材の活性化と生産性の向上を通じた賃金上昇のサイクルに資するよう、中小企業が行う産業保健活動への支援を通じて労働者の健康を確保し、経済成長の原動力であるスタートアップの多くが含まれる中小企業における人材の確保を促進し、成長分野への労働移動等を図る。

2 多様な人材の活躍促進

10億円(9.5億円)

全ての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、高齢者の就労・社会参加の促進、外国人に対する支援を図る。

(1) 高齢者の就労・社会参加の促進

① 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

6.6億円(6.2億円)

転倒・腰痛災害等防止のための措置に対する中小企業への助成や運動指導等を通じた労働者の健康保持増進のための支援を行う。

(2) 外国人に対する支援

① 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備 3.0億円(3.2億円)

常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」により、外国人労働者からの安全衛生・労働基準に係る相談に対応する。

3 多様な働き方への支援

補正9.5億円 当初144億円(107億円)

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、個々の希望に応じた多様な働き方の選択とその活躍が可能な環境の整備を行う。

また、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組の支援を引き続き実施する。

(1) 働き方改革の推進、ハラスメント対策 116億円(80億円)

① 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務への労働時間短縮等に向けた支援
(一部再掲・1(1)③参照) 54億円(11億円)

令和6年4月からの適用猶予業種・業務への適用に向けて、生産性の向上を図り、労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。

また、「医療勤務環境改善支援センター」において、労務管理等の専門家による医療機関の支援等を行うとともに、トラック運送事業者・荷主向けの相談窓口を設置するなど、適用猶予事業・業務に対する相談体制の充実を図る。

② 働き方改革推進支援センターによる働き方改革に関する相談支援
18億円(22億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、個別訪問支援やセミナー等を実施する。

③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進
(一部再掲・1(2)①参照) 43億円(46億円)

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。

(参考) 【令和4年度補正予算】 (再掲)

○ 団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援 9.5億円

④ 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

(一部再掲・③参照)

16億円(15億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発、両立支援コーディネーターを活用したトライアングル型支援の実施、両立支援の取組に対する助成措置等により両立支援策を推進する。

(参考) 【令和4年度補正予算】 (再掲)

○ 団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援

9.5億円

(2) 非正規雇用労働者への支援、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等

27億円(27億円)

① 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知

32百万円(36百万円)

労働契約法に基づく無期転換申込権が多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底等を行う。また、労働政策審議会において結論を得て法制度の改正を行う際には、改正内容についても広く周知を図る。

② 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による相談支援の充実

3.0億円(2.5億円)

「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供、相談支援を行う。また、新たに個人事業主等の労災保険の特別加入者のメンタルヘルス対策支援の充実を図るため、相談支援体制を拡充する。

③ 就業環境の整備・改善に向けた支援の実施

6.3億円(6.5億円)

時間外及び休日労働協定(36協定)未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

④ 働き方改革に向けた労働時間等のルール定着 **67百万円（78百万円）**

働き方や休み方の見直しに向けた労使の自主的な取組の前提となる労働時間や労働契約等に関するルール及び副業・兼業の促進について、中小事業主や労働者を対象としたセミナーを開催するとともに、モデル就業規則の改訂により労働契約等のルールの周知・定着を図る。

⑤ 第三次産業の労働災害防止対策の推進等 **2.8億円（1.8億円）**

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、これまでに作成した各種労働災害防止対策ツールの活用を促すための広報や安全担当者の養成等のための講習会を行う。また、第三次産業における設備対策の強化、安全衛生管理体制の強化等についての検討を行うとともに、企業や関係団体を構成員として「+Safe コンソーシアム」などを設置して国民の安全衛生に対する意識啓発を図る。

⑥ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底 **14億円（15億円）**

新たな化学物質規制の円滑な施行のため、中小事業場や建設業における化学物質のばく露防止手法の検討等や化学物質の危険有害性の情報伝達に必要なラベル・安全データシート（SDS）の活用促進を図る。また、保護具の適切な選定の基準の策定等の支援及びフィットテスト測定機器の購入費用の一部の補助を行う。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査（事前調査）を行うための資格を有した事前調査者の講習実施機関のコンソーシアムを設置し、事前調査を徹底する等の施策の充実を図る。

第2 安全で健康に働くことができる労働環境の整備

1 安全で健康に働くことができる職場づくり

補正28億円 当初180億円(176億円)

(1) 職場における新型コロナウイルス感染防止対策等の推進

(一部再掲・第1の2(1)①及び第1の3(2)②参照) 10億円(8.8億円)

新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、引き続き相談体制を確保するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等における利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行う。

(2) 長時間労働の是正

114億円(111億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

(一部再掲・第1の1(1)③及び第1の3(1)①参照) 85億円(82億円)

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

(参考) 【令和4年度補正予算】 (再掲)

○ 生産性向上に向けた取組を支援する働き方改革推進支援助成金の拡充 28億円

② 長時間労働の是正に向けた監督指導體制の強化等

(一部再掲・第1の2(2)①) 29億円(28億円)

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置し、労働条件等の相談や助言指導體制を充実させる等により、労働基準監督機関の監督指導體制の充実を図る。

労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営する。

また、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るセミナー等を開催するとともに、高校・大学の教員等に対する労働法の教え方に関するセミナー等を実施する。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 63億円(63億円)

① 第14次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進
(一部再掲・第1の2(1)①及び3(2)⑤参照) 60億円(60億円)

第三次産業の労働災害防止対策、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策及び一人親方等の安全衛生対策の推進を図る。

伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。併せて、高度な安全機能を有する機械等の活用を促進するための支援を行い、スマート保安の推進を図るため、ボイラー等の維持基準の在り方等について検討する。

また、中小事業者の安全衛生対策の取組の実態把握を行い、国が実施する中小事業場向け等の支援策について検証し、施策の見直し等を行う。

② 過労死等防止対策の推進 2.8億円(2.8億円)

過労死等防止対策推進法(平成26年6月27日法律第100号)及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止のため、その実態を明らかにするための調査研究、シンポジウムや過労死遺族等の学校への講師派遣による周知啓発、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援等の対策を推進する。

2 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 115億円(221億円)

(1) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 115億円(221億円)

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。

【復旧・復興関連施策】

＜第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援＞

（雇用の確保等）

（1）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 2. 2億円（2. 4億円）

自然災害による被害からの復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

（1）東京電力福島第一原発作業員への対応 8. 6億円（8. 9億円）

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の設置により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。